

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 } 管理者 各位

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

サービス等利用計画案等の早期提出について(依頼)

平素より、本市の障がい福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等の支給決定の更新に際しては、「サービス等利用計画案」または「障害児支援利用計画案」(以下これらを「計画案」という。)をご提出いただいておりますが、現在、計画案の提出漏れや提出遅延により支給決定の更新が遅れ、サービスの利用継続やサービス提供事業所に対する報酬支払に支障が生じる事例が散見されております。

つきましては、計画案の早期提出について下記のとおり依頼いたしますので、各事業所におかれましては、ご理解のうえ、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 依頼事項

(1) 計画案の早期提出

利用者の支給決定の有効期間が満了する前に、可能な限り速やかにご提出ください。なお、担当する利用者が複数いる場合は、完成した計画案から随時ご提出いただくようご協力をお願いいたします。

(2) モニタリング実施時期の適切な管理

定期的なモニタリングの実施時期を適切に管理し、モニタリング結果を踏まえた計画案の作成・提出が速やかに完了するよう、スケジュールの組み立てをお願いいたします。

(3) 支給決定期間満了日の事前確認

担当する利用者ごとに支給決定の有効期間を定期的に確認し、更新時期を見落とすことのないよう管理の徹底をお願いいたします。

(4) 提出が困難な場合の事前連絡

利用者の状況変化などにより、支給決定の有効期間内の提出が困難と見込まれる場合は、速やかに本市へご連絡ください。

2 その他

本市ホームページに本通知を掲載しております。

【掲載場所】

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス事業所関係 > 障害福祉サービス提出書類一覧 > ▼計画相談支援 > サービス等利用計画案等の早期提出について(依頼)

(問い合わせ先)

那覇市福祉部障がい福祉課

支援審査グループ

TEL 098-862-3275